

○川越市庁舎整備審議会条例

令和7年6月25日

条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、庁舎の整備に関する事項について審議するため、川越市庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。